

県有地貸付け一般競争入札に関する質問及び回答

宮城県総務部管財課

令和5年8月16日更新

No.	案内書 該当頁	項目	質問内容	回答
1	20		<p>①自動販売機の設置は可能か。</p> <p>②設置が可能な場合、収益はどのようになるのか。</p> <p>③現在自動販売機が設置されているが、今回の契約では変更点があるか。</p>	<p>①用途を自動車の平面駐車場に限定しております。主たる用途に支障が無ければ賃貸借契約書第12条に基づき、県の承認を得れば設置は可能です。</p> <p>②収益については、賃借料の増とはなりません。</p> <p>③今回の賃貸借契約書の変更はありません。(①のとおり)</p>
2	21		<p>現在現地にあるアスファルト舗装やガードレールは、撤去されるのか。また、ほか撤去されない設備はあるか。</p> <p>アスファルト舗装とガードレールに関しては、現地での駐車場運営上必要ですので、撤去される場合入札額が変わるため</p>	<p>原則、アスファルト舗装に整地した状態での引き渡しとなります。</p> <p>ガードレール等、現在の借受者が設置した工作物については、県と現在の借受者と新たな借受者で協議が整えば、撤去せず引継ぎを認めます。この場合、引き継いだ工作物は、契約期間終了までに新たな借受者の負担により撤去していただきます。</p>